

総社市訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(代決の表示) 第9条 代決者が代決するとき <u>（総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号）第2条第8号に規定する文書管理システムを使用して代決する場合を除く。）</u>は「代」と表示して押印しなければならない。この場合において、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</p> <p>(決裁区分) 第12条 事務決裁の区分は、総社市文書規程の定めるところにより、主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。</p> <p>別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="165 1331 1099 1404"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部長の専決事項</th> <th>課 名</th> <th>課長の専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	略				<p>(代決の表示) 第9条 代決者が代決するときは「代理」と表示して押印しなければならない。この場合において、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</p> <p>(決裁区分) 第12条 事務決裁の区分は、総社市文書規程 <u>（平成17年総社市訓令第13号）</u>の定めるところにより、主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。</p> <p>別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1137 1331 2074 1404"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部長の専決事項</th> <th>課 名</th> <th>課長の専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	略			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項														
略																	
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項														
略																	

改正後				改正前			
あたたか市 民部	1及び2 略	略		あたたか市 民部	1及び2 略	略	
		人権・まちづくり課	1及び2 略			<u>3</u> まちづくり協議会に関する重要なこと。	人権・まちづくり課
	<u>3</u> 略	略			<u>4</u> 略	略	
	<u>4</u> 略						
	<u>5</u> 略						
	<u>6</u> 略						
	<u>7</u> 略						
	<u>8</u> 略						
	<u>9</u> 略						
	<u>10</u> 略						
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。